



会報

平成27年8月31日発行

発行者 大谷賢一
編集責任者
窪田則道
0142-82-3226

行政むろらん

No.149 発行所 北海道行政書士会室蘭支部



平成27年7月4日 三士会合同パークゴルフ大会開催

平成27年7月4日(土)、伊達市南有珠町の伊達まなびの里パークゴルフ場にて、三士会合同パークゴルフ大会が開催されました。眩しい日差しの中、熱戦が繰り広げられました。開催後はジンギスカン鍋を囲みながら親睦を深めました。たくさんのご参加ありがとうございました!!



北海道行政書士会室蘭支部

行政書士 大谷賢一事務所内

〒059-0032 登別市新生町2丁目13番地6

TEL0143-86-3360

FAX 0143-86-3330

本会の動き

日時	会議	室蘭支部からの出席者
6月4日	第1回理事会	土井理事、高橋理事
6月9日	新入会員登録証交付式	土井理事
6月26日	第1回常任理事会	土井理事
6月26日	支部長会	大谷支部長
6月27日	研修部会	土井理事
7月16日	職務上請求書使用確認委員会	土井理事
7月24日	第2回常任理事会	土井理事
8月7日	全道監察広報担当者会議	窪田
8月8日	研修担当者会議	土井理事
8月22日	第3回常任理事会	土井理事

支部の動き

支部理事会

- ◆平成27年6月16日 17:30 第1回理事会開催 中小企業センター
- ◆平成27年8月20日 17:30 第2回理事会開催 中小企業センター

平成27年度くらしの無料相談会実施状況

(50音順・敬称略)

<室蘭市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
6月	中小企業センター	高橋、三浦	6件
7月	中小企業センター	高橋、三浦	1件
8月	中小企業センター	高橋、羽立	2件

<登別市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
6月	鉄南ふれあいセンター	安部、大谷	1件
7月	鉄南ふれあいセンター	大谷、正源	4件
8月	鉄南ふれあいセンター	安倍、正源	4件

<伊達市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
6月	カルチャーセンター	窪田・松本	0件
7月	カルチャーセンター	松本・吉田	1件
8月	カルチャーセンター	窪田・堀	3件

<洞爺湖町・豊浦町>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
6月	洞爺湖町役場	後藤、堀	1件
7月	豊浦中央公民館	後藤、堀	1件
8月	洞爺湖町役場	窪田、後藤	1件

支部研修開催状況

- ◆平成27年7月11日
建設業相談員 業務研修会 講師:高橋國夫会員 中小企業センター1F

新入会員紹介

◆安田 満 会員 -平成27年6月1日入会-

初めまして、6月1日付けで登録致しました安田 満です。
諸先輩の皆様、御指導御鞭撻のほど宜しくお願い致します。

・事務所:伊達市鹿島町37-9 ・TEL:0142-25-2137



行政書士業務の中から毎回テーマを絞り、主に基本的な内容について、業務の流れやポイントを記述していくコーナーです。第二回目は建設業許可(新規)です。顧客によって様々なケースが想定されますが、共通的な内容を中心に整理しています。

業務の流れ

①基本的要件の確認

まずは依頼者から以下の内容をヒアリング及び確認する。

<建設業許可の要否>～そもそも建設業許可が必要か否か～
(例)建築一式以外の工事で500万円未満の工事しか請負わない業者なら許可不要

公共工事に入札しないなら許可不要 等

<建設業許可の種類>～建設業28種の内どの許可を受けるか～

◆主とする建設工事の内容、保有する技術能力、経営経験、経営規模、将来施工しようとする種類の建設工事、発注者の業種選択の動向などを総合的に勘案して依頼者に検討して頂く。

◆必要に応じ、建設指導課の見解も確認する。

<許可の区分>

◆都道府県知事許可か国土交通大臣許可かを確認する。

- ・営業所が1都道府県内にある → **知事許可**
- ・営業所が2つ以上の都道府県にまたがる → **大臣許可**

◆特定建設業か一般建設業かを確認する。

- ・建築一式工事で元請工事が4,500万円/件以上 → **特定建設業**
- ・建築一式工事以外で元請工事が3,000万円/件以上
- ・上記以外 → **一般建設業**

②許可基準要件の確認

<経営管理責任者>

◆法人の場合は常勤役員のうち1名が経営業務の管理責任者の経験を有することが必要。

- ・許可を受けようとする建設業:5年以上
- ・許可を受けようとする建設業以外の建設業:7年以上(他、準ずる地位等については省略)

<専任技術者>

◆許可の業種別及び営業所ごとに常勤することが必要。(下記いずれか)

大臣許可

- ・許可を受けようとする建設業に関する学科要件+実務経験
- ・許可を受けようとする建設業に関する10年以上の実務経験
- ・許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣が定めた資格を有すること等

知事許可

- ・許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣が定めた資格を有すること

- ・上記一般の①②③に該当し、許可を受けようとする建設業で発注者から直接請け負った額が4,500万円/件のものに関し2年以上指導監督的実務経験を有すること
- ・国土交通大臣が上記①又は②と同等以上と認めたもの

<請負契約に関する誠実性>(省略)

<財産的基礎又は金銭的信用>※申請時における財務諸表

- ◆下記のいずれかに該当すること。
 - 一 自己資本額が500万円以上であること。
 - 般 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。

- ◆下記の全てに該当すること。
 - ・欠損比率が20%以下であること。
 - ・流動比率が75%以上であること。
 - 特 定 資本金額が2,000万円以上かつ自己資本の額が4,000万円以上であること。

<欠格要件>(省略)

③書類作成

- ◆確認した要件に基づき必要な申請書を作成する。
- ◆併せて、各種証明書類及び確認書類を取得又は準備する。

④申請・提出

- ◆添付書類と併せ、窓口へ書類を提出する。

書類の申請先又は提出先

<都道府県知事許可>
北海道庁の各振興局建設指導課

<国土交通大臣許可>
北海道建設部建設政策局建設管理課

業務の期限

- ◆許可の標準処理期間として審査に以下のとおりの期間を要するため、依頼者が持っているスケジュール感を十分に勘案して準備をすすめる。

<都道府県知事許可>
申請日から35日程度

<国土交通大臣許可>
申請日から120日程度

業務における重要ポイント

- ◆どの許可を取得するかという希望を聞くのは当然として、1度に複数の許可を取得した方が証紙代や住民票の費用を節約可能。そのため、その業種以外にも受注しそうな業種も確認し、経営管理者の役員の経験年数・営業業種・保存して用意できる契約書・専任技術者の資格などを考慮しながら、申請する業種を決定することが重要。
- ◆平成28年6月に新しい許可業種(解体工事業)が出来るので、そのことも紹介し、経過措置も説明しながら申請する許可業種を決定すべき。
- ◆仮に新規に会社を設立して建設業の許可を取得するのであれば、定款の目的を定める際、将来手がける可能性がある業種も幅広く考慮する必要がある。
- ◆銀行の残高証明書の有効期間が1ヶ月なので、残高証明書を取得する日があまり早くならないように留意する。
- ◆請負契約に関する誠実性・欠格要件については要件を一覧にした紙を使用する等、何らかの形で必ず確認する。

エピソード・教訓・失敗談等

- ◆建設業許可の新規申請ではなく更新申請のときの話です。平成27年4月で様式が変更されることは把握していましたが、郵送で取り寄せる証明書類が3月中旬に間に合うかどうかギリギリになってしまい、速達していれば普通に申請できていたのに、とちょっとドキドキしながら郵便物を確認していました。結果、書類が郵送されてきたのは4月になってからでしたが、証明日が3月中ということで、無事申請することが出来ました。もし間に合わなければ、会社の印鑑をもらい直すどころか、その会社は道外にも株主がいたため、委任状を全国からもらう必要がありました。そのため、更新の申請期限に間に合わないこともありえたので、様式が変更された時、添付書類が増えた時などは特に注意が必要だと感じました。

※本記事は業務資料ではありません。特に新人会員や会員のうちの業務未経験者等が業務を進める上での一助になってほしいとの想いから作成しているものであり、記事の内容(網羅性や正確性)を必ずしも保証するものではない点についてご了承をお願いします。

お知らせ

研修予定

- ◆三支部合同研修会
平成27年9月5日(土) 受付開始PM1:00より 場所:丸駒温泉
研修内容:自治体HACCPからマネジメントシステムを考える
- ◆建設業決算報告書作成演習及び解説
平成27年10月3日(土)
中小企業センター
- ◆(予定)小樽支部との合同研修
平成27年11月28日(土)開催予定

理事会等予定

- ◆室蘭支部 平成26年度・第3回理事会
平成27年11月12日(金) PM5:30より 場所:中小企業センター

その他

◆くらしの無料相談会について

・かねてより室蘭支部にて調整を進めておりました、壮警町での無料相談会について、平成27年9月より隔月で実施することとなりました。※初回は9月19日(土)
場所:北海道有珠郡壮警町字滝之町290-44 ゆーあいの家(※壮警町の広報誌に掲載!!)

・現在実施している「くらしの無料相談会」への参加を希望する会員はそれぞれ下記までご連絡をお願いします。

地区	連絡先
●室蘭地区	高橋(國)会員
●登別地区	大谷会員
●伊達・壮警地区	堀会員
●洞爺湖・豊浦地区	後藤会員

◆支部会費の納入について

支部会費が未納となっている会員は、早急に納入をお願いいたします。

【編集後記】

◆早いものでもう9月になり、段々と涼しくなってきました。あと数ヶ月もするとあの厳しい冬が又やって来ると思うと、暖かい季節というのは何と短いことかと感じます。私は本州で17年ほど生活していたことがあり、夏の暑さにはこりごりという感じでしたが、北海道で暮らすようになると、今度はもうしばらくでいいので暖かい気候が続けばとつくづく感じる次第です。
◆行政や法律、また世の中の動きなど周知展開すべき情報、その他会報に掲載を希望される情報などがありましたらお気軽にご連絡を頂きたいと考えております。🍀